

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和3年10月14日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について・・・・・・・・・・	2

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和3年10月14日

件名	令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について																									
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																									
内容	<b>1 令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について</b> 認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。 (1) 利用申込対象施設 ア 区立・私立認可保育所 イ 区立・私立認定こども園（長時間利用） ウ 地域型保育（家庭的保育・小規模保育） (2) 利用申込案内の配布 ア 開始日 令和3年10月25日（月）から イ 配布場所																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配布場所</th> <th>配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td rowspan="2">開庁日の午前8時30分から午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td>開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table>		配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																	
	配布場所	配布時間																								
	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分																								
	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																									
	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																								
	(3) 利用申込受付 受付期間 令和3年11月18日（木）～12月3日（金）																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付場所・方法</th> <th colspan="3">○…受付可 △…一部可 ×…受付不可</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所特設会場（南館12階1202会議室） ・ 11月28日（日）は休日 開庁臨時窓口（北館1階障がい福祉課）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>【受付時間】 午前9時から午後4時</td> </tr> <tr> <td>郵送申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>11月26日（金）必着</td> </tr> <tr> <td>電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24時間受付</td> </tr> </tbody> </table>		受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			備考	平日	土	日	区役所特設会場（南館12階1202会議室） ・ 11月28日（日）は休日 開庁臨時窓口（北館1階障がい福祉課）	○	×	△	【受付時間】 午前9時から午後4時	郵送申請	○	○	○	11月26日（金）必着	電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入	○	○	○	24時間受付	
	受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			備考																					
		平日	土	日																						
区役所特設会場（南館12階1202会議室） ・ 11月28日（日）は休日 開庁臨時窓口（北館1階障がい福祉課）	○	×	△	【受付時間】 午前9時から午後4時																						
郵送申請	○	○	○	11月26日（金）必着																						
電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入	○	○	○	24時間受付																						
※ <u>新型コロナウイルス感染症対策及び電子申請の導入に伴い、足立福祉事務所福祉課、区立・私立認可保育所、区立認定こども園での申込受付は行わない。</u>																										

※ 例年、特設会場としている中央館2階区政情報課前及び中央館1階アトリウムは、新型コロナウイルスワクチン接種会場になる可能性があることから使用しない。

※ 11月20日(土)、21日(日)、23日(火・祝)、27日(土)は、区役所特設会場での受付は行わない。

(4) スケジュール

令和3年	10月25日(月)	保育施設利用申込案内の配布開始
	11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
	11月18日(木)	利用申込受付開始
	12月3日(金)	利用申込受付締切
	12月～	利用調整
令和4年	2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

## 2 令和4年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整にかかる実施基準指数及び調整指数の一部について、以下のとおり見直しを行う。

なお、実施は令和4年4月利用調整分から適用する。

(1) 足立区保育の実施基準表の一部改正(P5、1 足立区保育の実施基準表(抜粋)参照)

番号1・2で規定していた自宅外労働、自宅内労働の区分けを廃止する。

(改正理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による、テレワークの普及など働き方が多様化する中で、保護者の主な就労場所を理由として実施基準指数に差を設けることが妥当ではなくなったため。

(2) 調整指数表の一部改正(P6、2 調整指数表(抜粋)参照)

ア 調整指数表の項目で分類している「主たる保育者」の記載の削除

(改正理由)

「主たる保育者」を原則「母」としているが、その定義が男女平等及びLGBTの観点から妥当ではないため。

イ 調整指数番号20「自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの」の加点(1点)の廃止

(改正理由)

足立区保育の実施基準表で自宅外労働、自宅内労働の区分けを廃止したため。

ウ 調整指数番号21の「引き続き就労を継続している場合(3年以上)・(1年以上3年未満)」の加点(2点・1点)の廃止

(改正理由)

「主たる保育者」を原則「母」として限定した上で加点することが妥当ではないため。

	<p><b>3 保育コンシェルジュによる相談体制の充実</b></p> <p>令和4年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細かな相談を実施していく。</p> <p>(1) 区役所での相談（10月15日（金）から12月3日（金）は、子ども施設入園課窓口の他、中央館3階301会議室を使用する）</p> <p>(2) オンライン相談 令和3年4月15日から開始。当初は一日2回（午前1回、午後1回）実施し、7月中旬から一日4回（午前2回、午後2回）に拡充している。 ※ 9月1日時点で178件（一日平均1.9件）</p> <p>(3) 子育てサロンでの出張相談 月1回程度、各子育てサロン（11か所）にて実施</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策として、受付職員のマスク着用を徹底する。また、各受付にアクリル板を設置するとともに、手指消毒用アルコールを用意する。</p> <p>2 電子申請の導入や指数の見直しなど、前年度からの大きな変更点については、区ホームページ等で周知を行う。</p> <p>3 あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。</p>

1 足立区保育の実施基準表（抜粋）

(1) 改正前

番号	内容		保護者の状況	指数
1	自宅外 労働	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16
		自宅外 自営	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
その他の外勤	10			
2	自宅内 労働	自宅内 自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	22
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	17
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
		内職	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	15
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11
			その他の自営	9
	内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14	
		月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12	
		その他の内職	8	



(2) 改正後

番号	内容		保護者の状況	指数	
1	就労	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16	
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14	
		内勤	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12	
			その他の外勤・内勤	10	
			内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14
				月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12
				その他の内職	8

## 2 調整指数表（抜粋）

### （1）改定前

項目		番号	条件	指数
加算指数	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2
	児童個人	19	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
	主たる保育者	20	自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの	1
		21	引き続き就労を継続している場合（3年以上）	2
引き続き就労を継続している場合（1年以上3年未満）			1	
22	母子（または父子）世帯で、就労（または就学・技能習得）を継続している、または、内定している場合	5		



### （2）改定後

項目		番号	条件	指数
加算指数	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2
		19	母子（または父子）世帯で、就労（または就学・技能習得）を継続している、または、内定している場合	5
	児童個人	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4